

令和6年度

原子力防災緊急時避難円滑化事業に係る

課題等調査・分析業務 仕様書（案）

愛媛県

1. 目的

本業務は、原子力災害時における避難経路の通行円滑化を図るため、道路拡幅等の整備及び誘導標識の設置等の交通誘導対策（以下「整備・対策」という。）を計画している伊方町瀬戸地域及び三崎地域の避難経路について、現在の課題等を調査・分析し、避難経路の通行円滑化対策に資することを目的とする。

2. 業務期間

契約締結の日から令和6年11月29日まで

3. 業務に要する経費（上限額）

12,000千円（消費税及び地方消費税を含む）

4. 基本方針

「原子力災害を想定した避難時間推計 基本的な考え方と手順 ガイダンス」（平成28年4月11日 内閣府（原子力防災担当）に沿った内容とすること。

5. 業務内容

（1）避難経路における整備・対策の効果についての調査・分析

整備・対策を実施する予定の6箇所（瀬戸地域5箇所、三崎地域1箇所）について、各箇所及びその周辺を調査・分析区間として設定のうえ、現在の課題等を調査・分析するとともに、下記①及び②に示す避難に係る時間の推計を実施し、整備・対策の効果を検証すること。（該当箇所詳細については、別紙参照）

調査・分析区間の具体的な設定方法については県と協議するとともに、推計に必要な地域の実情や避難特性に係る各種データを収集・整理すること。

なお、データの項目及び収集方法等については、県と協議し、県で提供可能なものは提供する。また、必要に応じて現地調査を行うこと。

① 整備・対策前における避難に係る時間の推計

狭小幅員区間における車両のすれ違い等の挙動を加味し、整備・対策前の道路状況等における避難に係る時間をシミュレーションを用いて推計すること。

② 整備・対策後における避難に係る時間の推計

整備・対策後の道路状況等における避難に係る時間をシミュレーションを用いて推計すること。

（2）検証結果の取りまとめ

上記（1）の調査・分析結果を踏まえ、整備・対策の効果について整理し、取りまとめること。

6. 成果品等の提出

本業務の成果品として、調査報告書等を作成し、下記の事項に留意の上、県に提出すること。

また、成果品の所有権は、すべて県に帰属するものとし、受託者は、県の承諾を得ず業務の成果を他に公表、貸与、共用しないこと。

なお、受託者は、成果品を業務完了年度の翌年度から起算して、10年間保管すること。

(1) 業務計画書

契約後、業務開始前に本業務の全体のスケジュール、実施計画及び連絡体制等を記載した業務計画書を提出すること。なお、業務計画書の内容に変更が生じた場合は、速やかに変更計画書を提出すること。

(2) 納入成果品

次の成果品について、県の確認を受けた上で、納入すること。

① 概要版

概要版は、パワーポイント等により作成し、作画や画像により調査結果の内容がわかりやすい体裁とし、冊子として2部作成すること。

② 調査報告書（本編、資料編）の作成

調査報告書（本編、資料編）を冊子として2部作成すること。

③ 打合せ簿

県やその他関係者との打合せ内容を記録簿として1部作成すること。

④ 納品

上記を含む成果品一式については、印刷物に加え、電子データも納品すること。電子データの納品に当たっては、PDFデータに加え、可能な限りWord、Excel、パワーポイント等編集可能なデータでも作成すること。

⑤ その他

その他詳細は、県との協議による。

7. 成果品の提出期限

令和6年11月29日とする。

8. 著作権等

(1) 受託者は、本契約により作成される成果物に係る一切の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）を県に無償で譲渡するものとする。ただし、受託者及び第三者が本業務以前から所有している著作権については、この限りではない。

(2) 受託者は、県の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条及び第19条を行使することができない。

(3) 県は、著作権法第20条第2項に該当しない場合においても、その他使用のために目的物の改変を行うことができるものとする。

(4) 当該成果物に含まれる第三者の著作権その他すべての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は委託料に含まれるものとする。

(5) 第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応するものとする。

9. 機密保持

(1) 受託者は、県からの開示された秘密情報を保持するため、当該秘密情報の一部または全部を含む資料、記録媒体及びそれらの複写物等について、秘密が不当に開示又は漏えいされないよう他の資料等と明確に区別を行い、管理しなければならない。

(2) 受託者は、事前に県の書面による承諾を得ることなく、秘密情報を第三者に開示又は漏えいしてはならない。

(3) 受託者は、秘密情報を知得した自己の役員又は使用人（秘密情報を知得後退職したのも含む。）に対し、本契約に定める秘密保持義務の順守を徹底させるものとする。

10. その他留意事項

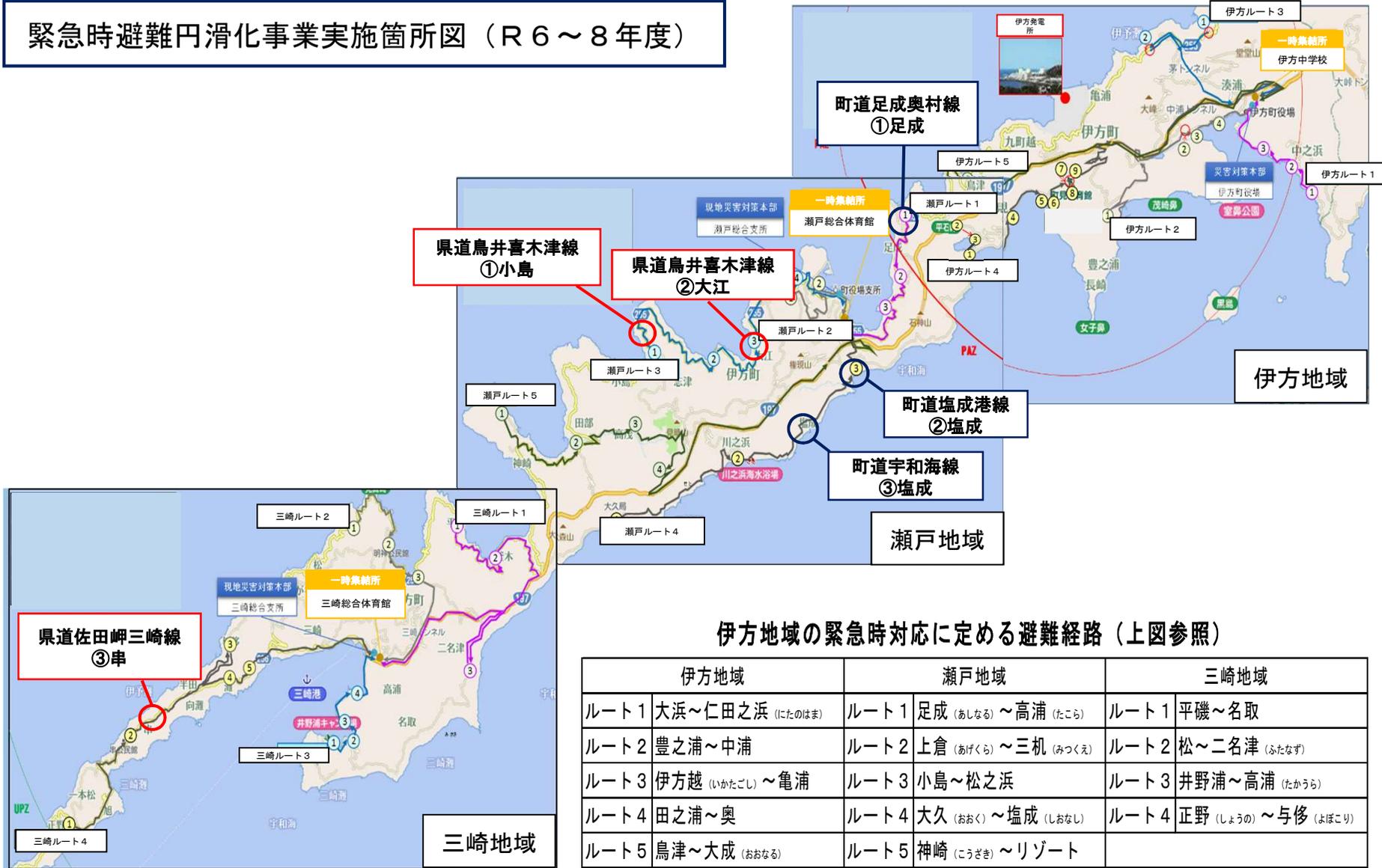
(1) 事業実施に当たっては、知的財産権その他第三者の権利を侵害しないように注意し、必要がある場合には受託者の責任において適切に権利を利用すること。

(2) 本事業に係る第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、すべて受託者の責任と費用負担で対応するものとする。

(3) 委託料には、調査に要する交通費、スタッフの人件費等のほか、必要とする資機材の運搬費、資料作成費、成果品の印刷費等を含む。

(4) この仕様書に定めのない事項については、必要に応じ県と協議の上、処理するものとする。

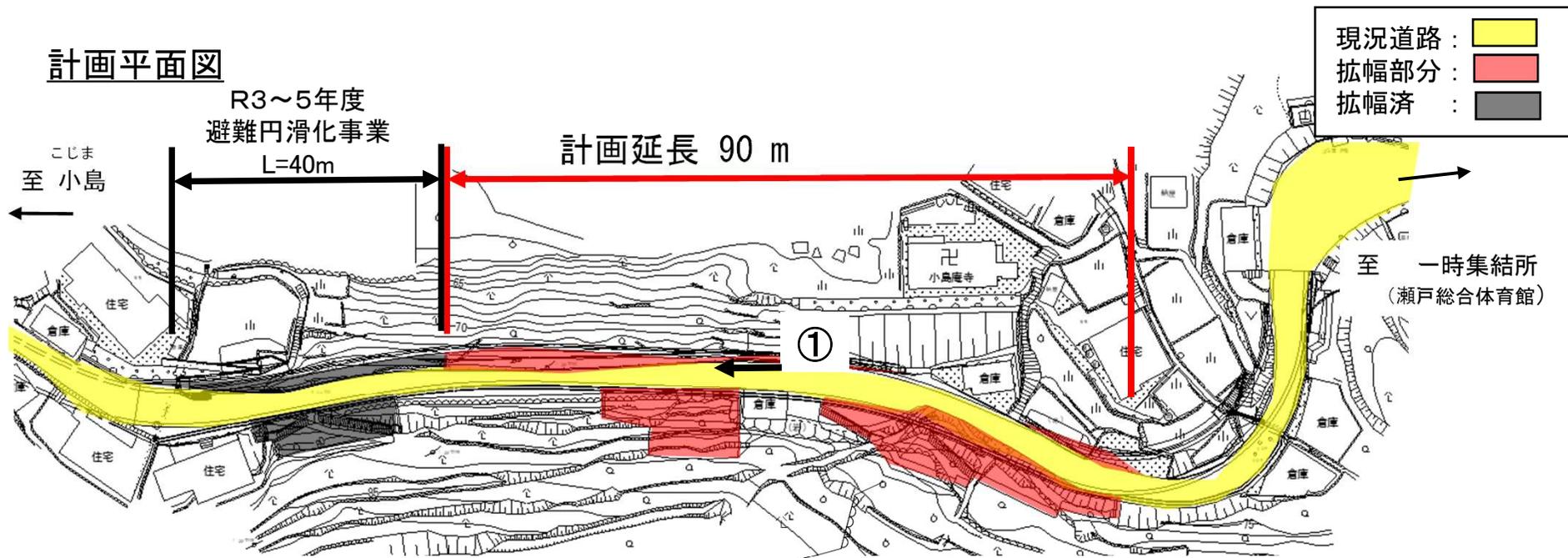
緊急時避難円滑化事業実施箇所図（R6～8年度）



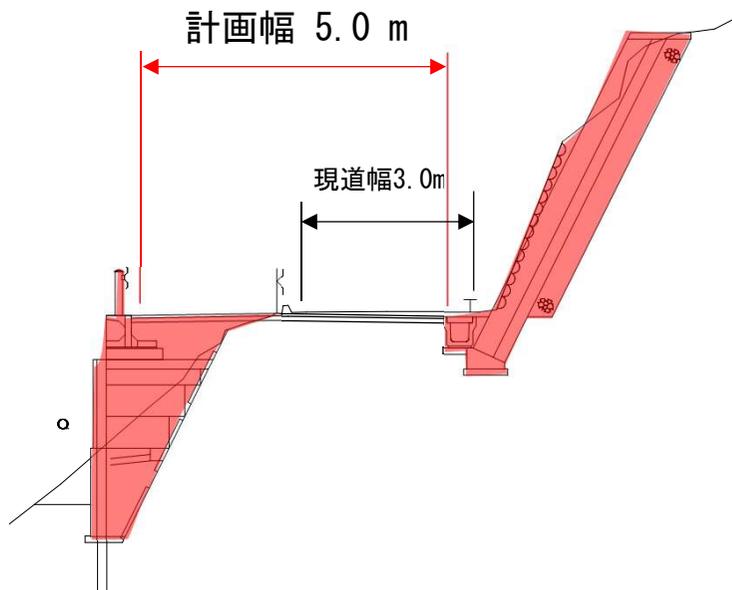
伊方地域の緊急時対応に定める避難経路（上図参照）

| 伊方地域 | | 瀬戸地域 | | 三崎地域 | |
|------|----------------|------|-------------------|------|-------------------|
| ルート1 | 大浜～仁田之浜（にたのはま） | ルート1 | 足成（あしなる）～高浦（たこうら） | ルート1 | 平磯～名取 |
| ルート2 | 豊之浦～中浦 | ルート2 | 上倉（あげくら）～三机（みつくえ） | ルート2 | 松～二名津（ふたなず） |
| ルート3 | 伊方越（いかたごし）～亀浦 | ルート3 | 小島～松之浜 | ルート3 | 井野浦～高浦（たかうら） |
| ルート4 | 田之浦～奥 | ルート4 | 大久（おおく）～塩成（しおなし） | ルート4 | 正野（しょうの）～与修（よほこり） |
| ルート5 | 鳥津～大成（おおなる） | ルート5 | 神崎（こうざき）～リゾート | | |

緊急時避難円滑化事業 県道鳥井喜木津線【瀬戸地域：①小島】



断面図



① 現況

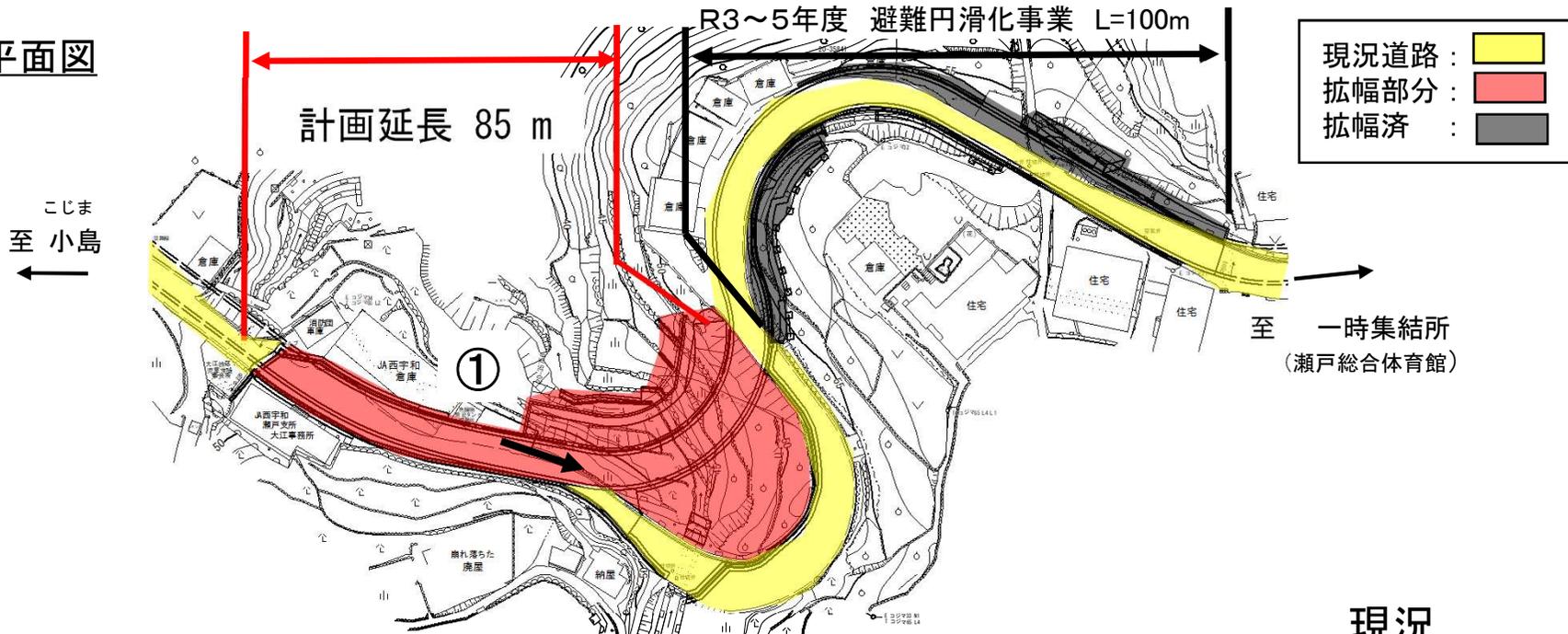


緊急時避難円滑化事業 県道鳥井喜木津線【瀬戸地域：②大江】

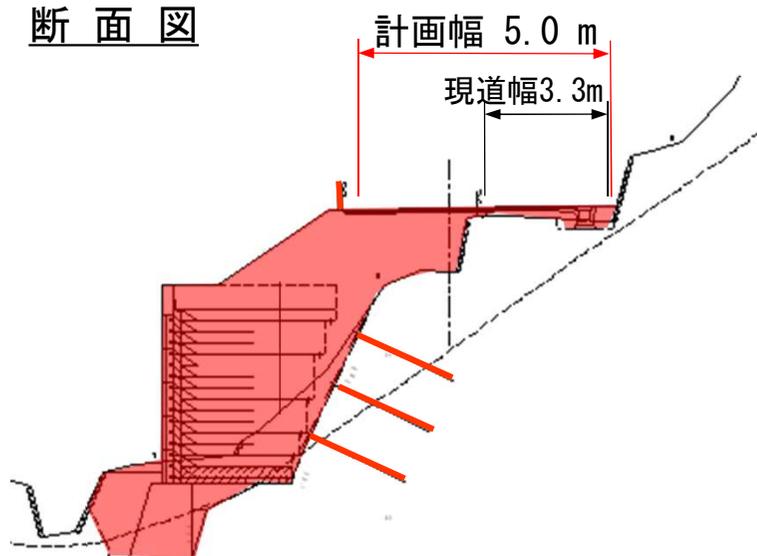
とりいききつせん

おおえ

計画平面図



断面図



現況

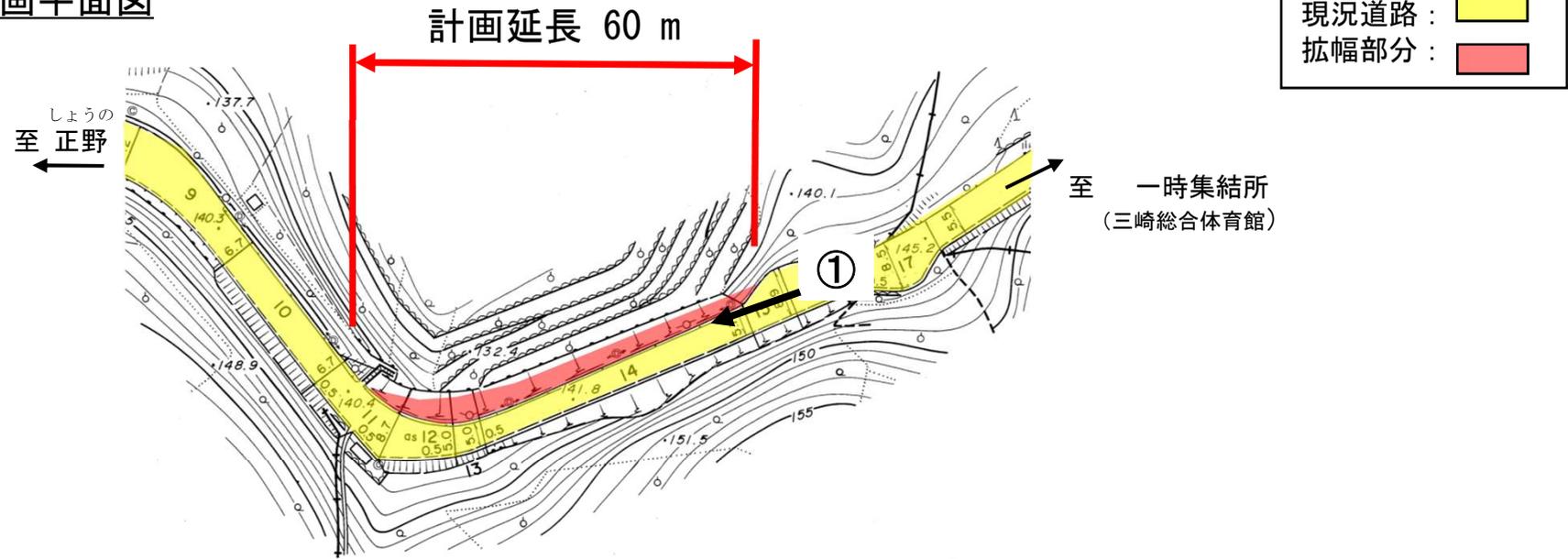
①



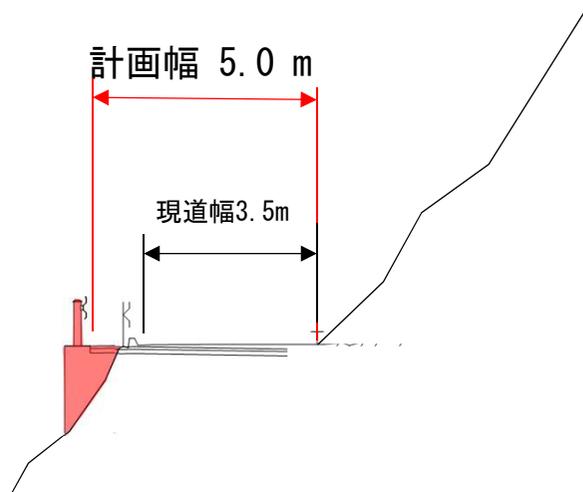
至 小島

緊急時避難円滑化事業 県道佐田岬三崎線【三崎地域：③串】

計画平面図



断面図



① 現況

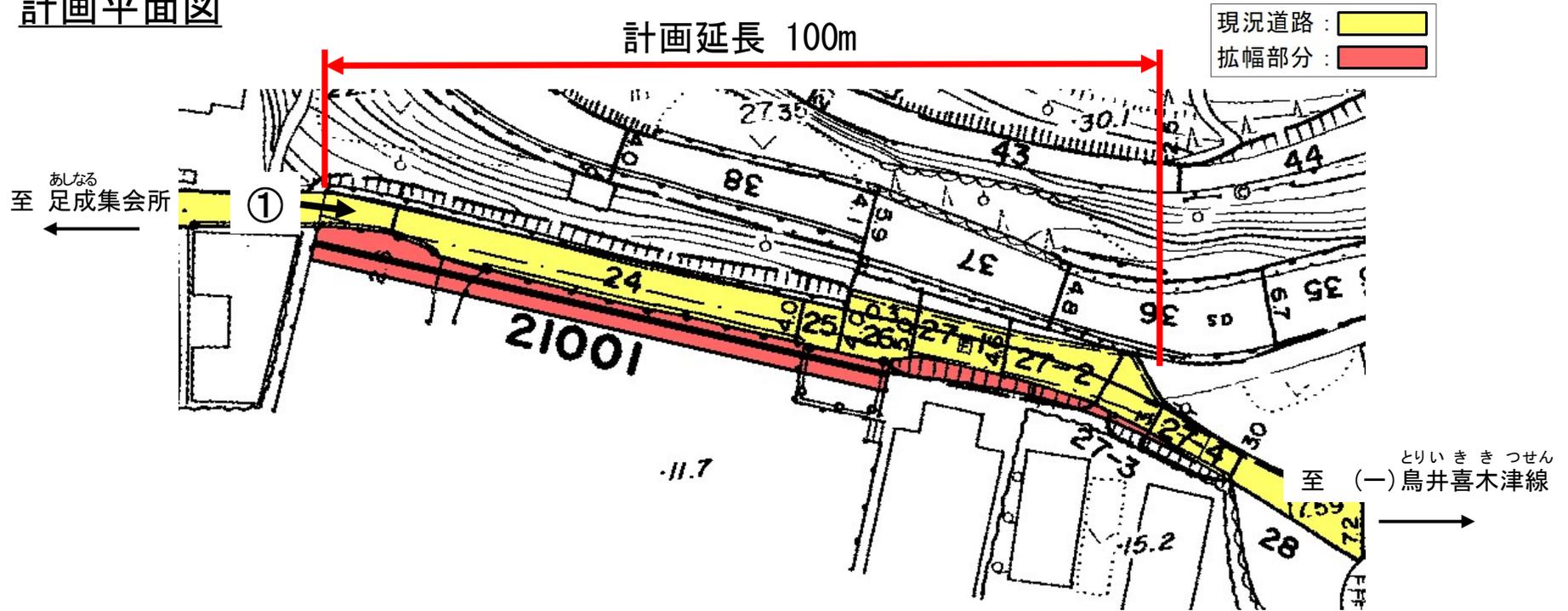


緊急時避難円滑化事業 町道足成奥村線【瀬戸地域：①足成】

あしなるおくむらせん

あしなる

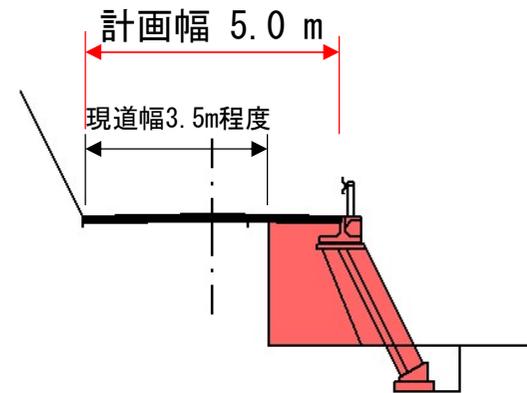
計画平面図



① 現況

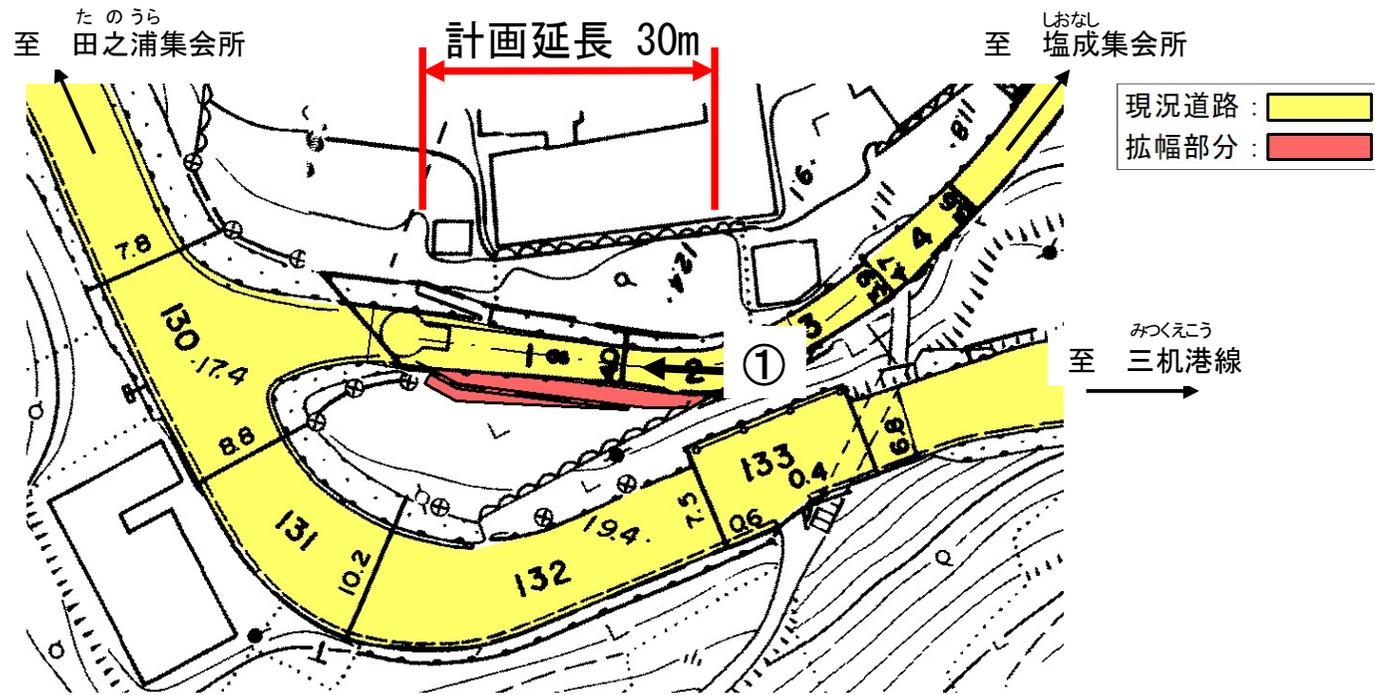


断面図



緊急時避難円滑化事業 町道塩成港線【瀬戸地域：②塩成】

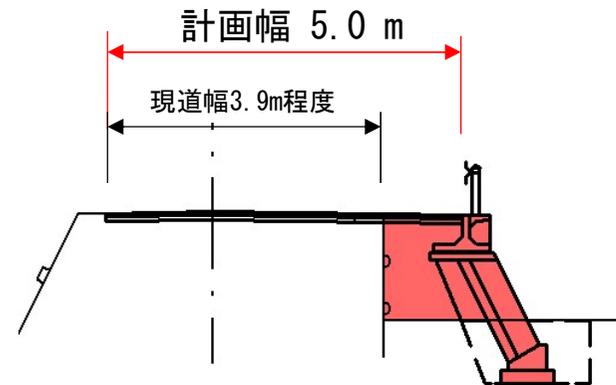
計画平面図



① 現況

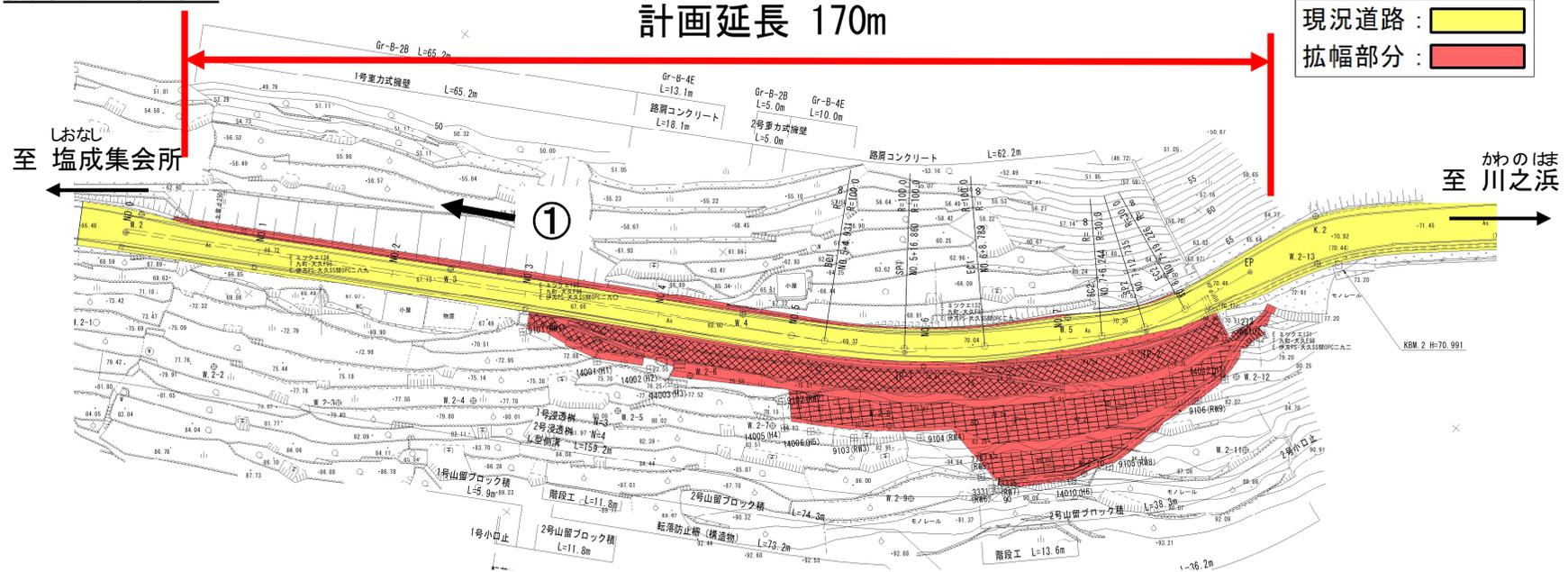


断面図



うわかい しおなし
緊急時避難円滑化事業 町道宇和海線【瀬戸地域：③塩成】

計画平面図



① 現況



断面図

